

スチュワードシップ・コード改訂に伴う公表内容の追加等について

今回の改訂に伴って、下記1.～4.のとおり、公表内容の追加等があります。

1. コードの各原則（指針を含む）において公表が求められる具体的項目

改訂版コードの各原則（指針を含む）においては、「コンプライ・オア・エクスプレイン」との考え方の下、以下の項目について「公表すべき」とされています。

今回の改訂において、下線部分の項目が追加されていますので、既に改訂前のコードを受け入れている機関投資家の方々においては、これらの点について、記載の更新（又は「エクスプレイン」）が求められます。

なお、今後、新たに改訂版コードを受け入れる機関投資家の方々においては、改訂版コードに対応した項目についての記載（又は「エクスプレイン」）が求められます。

全ての機関投資家に当てはまるもの

- (i) スチュワードシップ責任を果たすための方針（原則1関係）
- (ii) スチュワードシップ責任を果たすに当たり管理すべき利益相反についての方針（原則2関係）
 - － 特に、運用機関については、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を記載。
- (iii) 議決権行使についての方針（原則5関係）
 - － 議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合、当該貸株取引についての方針もあわせて記載。
- (iv) 議決権行使結果（原則5関係）
 - － 個別の投資先企業及び議案ごとに公表（それぞれの機関投資家の置かれた状況により、当該公表が必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明。個別に公表を行わない場合には、少なくとも議案の主な種類ごとに整理、集計して公表。）

※ 1 例えば、アセットオーナーが、運用機関に、議決権行使結果を個別の投資先企業及び議案ごとに公表するよう求めている場合には、その旨及び公表されているウェブサイト等を記載することと考えられます。

※ 2 指針 5－3 においては、議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられるとされています。

- － 議決権行使助言会社のサービスを利用している場合、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても、あわせて記載。

議決権行使助言会社に当てはまるもの

(v) 業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関する自らの取組み（原則 5 関係）

運用機関に当てはまるもの

(vi) 各原則（指針を含む）の実施状況に関する自己評価（原則 7 関係）

※ 指針 7－4 においては、自己評価について、定期的の実施し、結果を公表すべきであるとされています。

2. 原則（指針を含む）を実施しない場合におけるその理由の説明

改訂版コードは、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用しており、実施しない原則（指針を含む）がある場合には、その理由の説明についても、記載することとされています。

コードは、従前より、指針を含む原則について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象としていましたが、今回の改訂において、その旨を明確化していますので、指針についても、実施しない場合は、その理由の説明の記載をお願いします（前文 12. 及び 13. 参照）。

なお、指針の中には、一定の事項が「重要である」とされるなど、必ずしも一定の行動を取るべき（取るべきでない）旨が明示されていないものがあり、こうした指針については、必ずしも、実施しない理由を説明することが求められるものではありません。

3. 原則（指針を含む）を実施している場合の説明 （いわゆる「コンプライ・アンド・エクスプレイン」）

今回の改訂において、原則（指針を含む）を実施している場合についても、「自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことも、顧客・受益者から十分な理解を得る観点からは、有益であると考えられる」旨が追加されましたので、機関投資家の方々においては、この趣旨に沿った対応がなされることが期待されています（前文 12. 参照）。

4. 公表に当たってのその他の留意事項

公表項目については、毎年、見直し・更新を行うこととされていますが、今回の改訂において、更新を行った際には、その旨も公表することとされましたので、今回の改訂に伴う公表項目の更新であるか、今後行う毎年の更新であるかに関わらず、機関投資家の方々における対応が期待されています（前文 13. 参照）。また、原則（指針を含む）を実施している場合の説明を公表する機関投資家においては、当該説明についても、毎年、見直し・更新を行うことが望ましいと考えられます。

以上